

令和3年(健)第445号

令和4年5月31日

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)及び〇〇健康保険組合規約(以下「規約」という。)による傷病手当金付加金(以下、「傷手付加金」といい、傷病手当金と併せて「傷病手当金等」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、抑うつ状態(以下「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、傷病手当金等の支給を請求した請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)が、後記第3の2記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、当該傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、本件請求期間について、令和〇年〇月〇日(受付)、保険者組合に対し、傷病手当金等の支給を請求した。
- 2 保険者組合は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件請求期間について、「院外処方箋が発行されているにも関わらず薬を受け取りに行った形跡がなく

医師の指示に従っていません。そのため、病気で療養(治療)のために仕事を休んでいたと判断する根拠がないため、不支給と致します。」として、傷病手当金等を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項において「被保険者(…)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定されている。
- 2 傷手付加金の支給については、規約第59条第1項において、被保険者が、健保法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷手付加金として所定の額を支給する旨が規定されている。
- 3 本件の場合、請求人は、保険者組合が、「事実」欄第3の2記載の理由で行った原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間について、療養に服していたと認められないかどうかである。

第2 審査資料 (略)

第3 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に耐えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学の見地から

のみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、その傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そうして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

- (2) 本件請求期間についてこれを見ると、資料によれば、請求人は、傷病名を当該傷病として、労務不能であった期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで、主たる病状および経過等は、「抑うつ気分、意欲低下等の精神症状が持続しており、薬物療法及び精神療法を継続している。」とし、令和〇年〇月に a 病院を受診し、b 薬局にてレクサプロ錠 10mg を 14 日分投薬されていることが認められる。しかしながら、令和〇年〇月分から令和〇年〇月分までの期間は、a 病院を各 2 日間ずつ受診し、処方せんの交付を受けていることが確認できるものの、処方せんに基づく薬剤の投薬を受けていることは確認できない。資料によれば、A 医師は、本件請求期間中に投薬の指示をし、投薬による治療が必要であったとし、その内容は、〇月〇日にレクサプロ、ルネスタ及びナウゼリンを 10 日分、〇月〇日及び同月〇日にレクサプロ、ルネスタ及びナウゼリンを 14 日分並びにメイラックスを 14 回分、

〇月〇日及び同月〇日にレクサプロ、ルネスタ及びナウゼリンを 14 日分並びにメイラックス及びレルパックスを 14 回分の投薬を指示している旨回答している。

以上のことから総合的に判断すると、請求人は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間中に服薬をしていないことが確認できるが、A 医師は労務不能と認めており、通院も継続し、精神療法を受けていることから、請求人は、本件請求期間については、医師による治療を受け、療養に服していたと認めるのが相当である。

- (3) そうすると、本件請求期間について、傷病手当金等を支給しないとした原処分については相当とはいえない。

よって、原処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。